

各 位

会 社 名 カナレ電気株式会社
 代表者名 代表取締役社長 川本 公夫
 (JASDAQ・コード 5819)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役管理部長
 尾羽瀬 正夫
 電 話 045-470-5503

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の訂正について

平成 18 年 4 月 28 日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の定款変更案に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、ご参考として、当社株主総会に付議いたします定款変更案の全文を添付いたします。

記

【訂正内容】

(下線は訂正部分を示します。)

訂正前 変更案	訂正後 変更案
<p>第 2 章 株 式 (発行する株式の総数) 第 6 条 条文省略 (株式の発行) 第 7 条 当社は、株式に係わる株券を発行する。 (取締役会決議による自己株式の取得) 第 8 条 条文省略 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 条文省略 (2) 当社は、<u>前条</u>の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会 (定時株主総会の基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 28 条 条文省略 (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 条文省略 (株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (取締役会決議による自己<u>株式</u>の取得) 第 8 条 条文省略 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 条文省略 (2) 当社は、<u>第 7 条</u>の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第 3 章 株 主 総 会 (定時株主総会の基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の<u>議決権</u>の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 28 条 条文省略 (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に社外取締役の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役</u>(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

<p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (会計監査人の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>会計監査人</u>の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>(2)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>(3)</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に社外監査役</u>の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (会計監査人の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>会計監査人との間に会計監査人</u>の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の<u>剰余金</u>の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 43 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 44 条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>
---	---

※訂正を伴う条文のみ記載しております。

以 上

(ご参考)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="403 421 687 495">第1章 総 則 (新設)</p> <p data-bbox="288 725 453 757">(公告の方法)</p> <p data-bbox="272 763 807 837">第4条 当社の公告は、日本経済新聞に 掲載する。</p> <p data-bbox="288 994 683 1068">第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p data-bbox="272 1070 807 1218">第5条 当社の発行する株式の総数は、 23,092,200株とする。ただし、株式 の消却が行なわれた場合には、これ に相当する株式数を減ずる。</p> <p data-bbox="496 1225 576 1256">(新設)</p> <p data-bbox="284 1339 756 1370">(取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p data-bbox="268 1377 802 1525">第6条 当社は、商法第211条ノ3第1 項第2号の規定により、取締役会の 決議をもって自己株式を取得するこ とができる。</p> <p data-bbox="268 1532 802 1606">(1単元の株式数および単元未満株券の不 発行)</p> <p data-bbox="268 1612 786 1686">第7条 当社の1単元の株式の数は、 100株とする。</p>	<p data-bbox="967 427 1251 459">第1章 総 則</p> <p data-bbox="855 465 943 497">(機関)</p> <p data-bbox="839 504 1372 577">第4条 当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。</p> <p data-bbox="898 584 1066 616">(1) 取締役会</p> <p data-bbox="898 622 1038 654">(2) 監査役</p> <p data-bbox="898 660 1066 692">(3) 監査役会</p> <p data-bbox="898 698 1094 730">(4) 会計監査人</p> <p data-bbox="855 736 991 768">(公告方法)</p> <p data-bbox="839 775 1372 994">第5条 当社の公告方法は電子公告とす る。ただし、事故その他やむを得 ない事由によって電子公告による 公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載して行 う。</p> <p data-bbox="967 1001 1251 1032">第2章 株 式</p> <p data-bbox="855 1039 1098 1070">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="839 1077 1353 1151">第6条 当社の発行可能株式総数は、 23,092,200株とする。</p> <p data-bbox="855 1229 1015 1261">(株券の発行)</p> <p data-bbox="839 1267 1369 1341">第7条 当社は、株式に係る株券を発行 する。</p> <p data-bbox="855 1348 1353 1379">(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p data-bbox="839 1386 1369 1534">第8条 当社は、会社法第165条第2項 の規定により、取締役会の決議に よって自己の株式を取得すること ができる。</p> <p data-bbox="839 1541 1369 1615">(単元株式数および単元未満株券の不 発行)</p> <p data-bbox="839 1621 1369 1695">第9条 当社の単元株式数は、100株と する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> (2) <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (3) 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(2) 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> (2) <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (3) 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録手続、単元未満株式の買取、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会 (招集の時期)</p> <p>第11条 (条文省略) (新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株 主 総 会 (招集の時期)</p> <p>第13条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>商法第343条</u>に定める<u>特別決議</u>は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 (新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p>(2) <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの</u>とみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(2) <u>取締役会の決議により、</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第22条 (条文省略) (報酬)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(2) <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第25条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第27条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、<u>定時株主総会において補欠監査役を予め選任することができる。</u></p> <p>(2) <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に社外取締役の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(3) <u>前条第1項の定めにより予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(2) <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に社外監査役の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</u>
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(選任方法)</u>
(新設)	<u>第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>(任期)</u>
(新設)	<u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	(2) <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
(新設)	<u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に会計監査人の責任を法令の限度額において免除する契約を締結することができる。</u>
(新設)	<u>第7章 計 算</u>
第6章 計 算	(事業年度)
(営業年度および決算期)	第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度末日を決算期とする。</u>
第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度末日を決算期とする。</u>	(剰余金の配当の基準日)
(利益配当および中間配当)	第42条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
第36条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(3) <u>配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p><u>(中間配当)</u> <u>第43条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当</u>をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第44条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>

以 上